

# 認定個人情報保護団体としての取組みについて

平成30年3月30日

日本証券業協会  
個人情報監理室

# 1. 日本証券業協会とは

- 本協会は、金融商品取引法の規定により内閣総理大臣の認可を受けた唯一の認可金融商品取引業協会であり、金融商品取引業者等(証券会社や銀行等)を協会員として組織される。
- 本協会は、「協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資すること」を目的に自主規制を行う。

## 日本証券業協会

(認可金融商品取引業協会)

- ◆ 自主規制規則の制定・適用
  - ・投資勧誘・顧客管理に関するルール
  - ・分別管理に関するルール
  - ・外務員の行為に関するルール
  - ・広告に関するルール
  - ・個人情報の管理に関するルール など
- ◆ 外務員試験・登録、処分
- ◆ 監査(オンサイト／オフサイト)
- ◆ 協会員処分(会員権停止、過怠金等)

本協会の協会員数 : 480社  
証券会社の従業員数 : 90,931人  
銀行等の登録外務員数 : 355,968人  
(H29.12月末)

## 金融商品取引業者等

- ◆ 基本的事項
  - ・財務基盤
  - ・分別管理義務
  - ・投資者保護基金への加入
  - ・人的構成 等
- ◆ 外務員登録
- ◆ 行為規制
  - ・勧誘規制の遵守
  - ・広告規制の遵守、広告の審査
  - ・個人情報の適正な管理 など
- ◆ 社内規程の整備
- ◆ 苦情処理態勢の構築

## 2. 認定個人情報保護団体としての取組み

- 本協会は個人情報保護法の規定により当局の認定を受けた認定個人情報保護団体でもある。
- 認定個人情報保護団体の業務として、協会員の個人情報の取扱いに関する指導・監査や処分、苦情処理、研修、情報提供に取り組んでいる。

### 日本証券業協会

(個人情報に関する取組み)

#### 自主規制業務

- ◆ 自主規制規則の制定、実施
  - ✓ 個人情報の保護に関する指針
  - ✓ 協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則
- ◆ ワーキング等における、情報管理態勢に関する自主規制の検討
- ◆ 監査・処分等
  - ✓ 内部管理態勢の整備状況及び法令諸規則の遵守状況の監査、違反に対する制裁(処分)

#### 苦情処理業務

- ◆ 苦情処理業務
  - ✓ 協会員の個人情報の取扱いに係る苦情の受付・相談、協会員への通知・事情調査、苦情の解決
  - ✓ 個人情報の取扱いに関する問題事例の周知

#### 研修、情報提供業務

- ◆ 研修業務
  - ✓ 個人情報の適正な取扱いを確保するための、協会員の役職員に対する教育・研修の実施
- ◆ 情報提供業務
  - ✓ 法令・自主規制等に関する周知・情報提供
  - ✓ 社内規程の参考モデルの作成・提供

### 金融商品取引業者等

指導・監査・  
処分等

苦情の解決  
の申入れ

研修・  
情報提供

- ◆ 個人情報の適正な管理体制の整備
  - ・ 個人情報に係る社内規程の制定
  - ・ 各協会員の業務における個人情報の適正な取扱いの確保